

平成 2 8 年 9 月

南大隅町農業委員会

定例総会 議事録

平成 28 年 9 月 2 7 日 (火曜日)

平成28年9月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 平成28年9月27日(火曜日) 午前9時00分～午前10時45分

2 開催場所 南大隅町佐多支所会議室

3 (1) 出席委員(16人)

委 員	2番	有 川 四 男
〃	5番	田 淵 哲 朗
〃	6番	横 原 洋 伸
〃	7番	半 田 太 志
〃	8番	瀬 崎 寅 蔵
〃	9番	松 山 和 子
	10番	愛 甲 博
〃	11番	田 中 秀 実
〃	12番	溝 田 耕 一
〃	13番	野 村 博 己
〃	14番	武 田 栄 一 郎
〃	15番	持 留 志 保 子
〃	16番	松 山 正 広
〃	17番	富 田 良 成
〃	18番	竹 之 内 勝 男
会 長 代 理	19番	溝 端 正 次

4 農業委員会事務局職員

事務局長 尾辻 正美  
事務局主幹 戸島 和則  
事務局嘱託 山下 晶子

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第84号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第85号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第86号 非農地証明願いに係る証明について

議案第87号 農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

## 6 会議の概要

事務局： 本日、橋口会長が欠席でございます。

農業委員会等に関する法律第5条第5項及び南大隅町農業委員会規則の規定によりまして、会長代理が本定例会の議長を務めさせていただきますので、ご承認を得たいと思います。

議長： ただいまから、平成28年9月南大隅町農業委員会定例会総会を開会いたします。

本日の定例会の出席委員は16名です。1番徳留委員、3番橋口委員から欠席の届けがありました。よって、18名中16名ですので、総会は成立しております。

次に、南大隅町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員の指名ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： それでは、2番の有川委員と5番の田淵委員の両名を指名いたします。

本日の会議書記には事務局職員の戸島氏と山下氏を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

議長： 次に、日程第2の議案の上程に入ります。

議案第84号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

許可申請は1件です。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 農地法第3条の許可申請は、全て所有権の移転に関する1件であります。それでは、議案書をもとに説明します。

(議案第84号 受付番号1番の朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしく申し上げます。

議長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

9番： 9番、松山です。

議長： 9番、松山委員。

9番： 9月18日に現地確認をしました。申請地は、〇〇を〇〇方面に向かって〇〇〇〇を〇〇mあたり過ぎてから、右側、川の方に入り〇〇mぐらいのところにあります。この地区は平成28年度の転作地であり、ソルゴーの刈取りの後、2回目ぐらいのものが立っている状況で畔などもきれいにされておりました。譲受人の〇〇氏は、生産牛32頭を飼育されており、稲わらや牧草が必要であることから、農地についてもしっかりと耕作されるものと考えられますので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。何かご意見等ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 84 号 受付番号 1 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 84 号 受付番号 1 番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第 85 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。許可申請は 1 件です。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 今月の農地法第 5 条の許可申請、1 件でございます。議案書をもとに説明します。

(議案第 85 号 受付番号 1 番の朗読及び説明)

以上説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。よろしくお願ひします。

議 長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

1 3 番： 13 番、野村です。

議 長： 13 番、野村委員。

1 3 番： 15 ページの略図で説明しますと、〇〇〇〇の上は〇〇〇で、左側が〇〇側、右が〇〇方面であります。〇〇〇〇の角を下に行きまして、突き当りが〇〇〇〇であります。申請地は〇〇より約〇〇mのところあり、〇〇〇〇の斜め向かいにあたります。現地は、耕作の跡もない状況で、申請地の周りは、北側が〇〇〇〇、西側は盛土をされた畑地、東側は住宅が数戸建てられております。道路を挟んだ南側は転用許可をしております、太陽光発電施設があり、その東側に 1 筆田があります。そこは、WC S が作付けされておりましたが、申請地の周辺は、ほとんど宅地化されております。申請人は、町営住宅に居住し、出身地が〇〇〇であり、〇〇を営んでいるところです。申請地に一般住宅を建設する計画であります、隣の住宅の敷地の高さまで盛土をするようで、汚水処理につきましては、近隣住宅と同様に北側の排水路を使用すること、周辺の田畑には問題はないと考えますので、審議方よろしくお願ひします。

議 長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 85 号 受付番号 1 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 85 号 受付番号 1 番は許可相当として県知事に意見を送

付します。

議 長： 次に、議案第 86 号 非農地証明願いに係る証明についてを議題といたします。  
事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 16 ページをお開きください。

(議案第 86 号 受付番号 1 番の朗読及び説明)

以上、よろしく申し上げます。

議 長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

10 番： 10 番、愛甲です。

議 長： 10 番、愛甲委員。

11 番： 9 月 23 日午前 11 時より、事務局 2 名、溝端委員、溝田委員、申請人の〇〇氏代理人の〇〇〇〇の〇〇氏と私で現地調査を行いました。現地の状況としましては、〇〇を上り、〇〇〇〇北側の下でした。南は〇〇〇〇、北側は〇〇〇〇の茶畑です。調査の意見としましては、20～30 年前に杉が植えられ、雑木が生い茂っている状況でした。土地は傾斜地で段々畑となっており、東から西に長い土地で幅が狭いため、大型機械の導入が困難であり、以前は甘薯や大根を植えられておりましたが、有害鳥獣等の被害で収穫できない状況で、農地への復旧は困難と思われ、また、非農地証明とは関係ないのですが、〇〇〇〇の〇〇氏が来られたということは、非農地となった場合に、〇〇〇〇の跡地と併せて太陽光発電施設の用地となるとのことでした。皆様の審議をよろしく申し上げます。

議 長： ありがとうございます。ただ今、事務局及び担当委員の報告がありましたが、これより、質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

10 番： はい。よろしいでしょうか。

議 長： 10 番、愛甲委員。

10 番： 土地の表示ですが、〇〇〇番〇ですが、資料は〇〇〇番〇となっているが、〇〇〇番〇が正しいのではないですか。

事務局： 資料の 19 ページでは〇〇〇番〇となっておりますが、平成 28 年 8 月 24 日に〇〇〇番〇から分筆され、〇〇〇番〇、〇〇〇㎡で登記済みとなっているところであり、もともとの地籍は、地図上で示しております白枠であり、斜線部分を今回、分筆し非農地証明の申請がなされたものであります。

事務局： 斜線部分以外は農地として利用されると思われ、斜線部分の傾斜地部分だけの非農地証明であります。

17番： ここは、開発地ではないのですか。確かこの左側は開発地だったと思いますが。

事務局： 確かに開発地に入っていますが、農業振興地域からは除外されておりました。平成10年頃に〇〇〇〇の関係で除外された経緯があります。

5番： 田淵です。この除外というものはどこまでされているのですか。

事務局： 〇〇〇〇を含めまして、今回、申請の部分と分筆後の残地の部分で、白枠で囲まれた部分が農振地域から除外されております。

事務局： 〇〇〇〇と白枠部分ということですね。

事務局： その通りです。

事務局： 左側と下の方は。

事務局： 農振地域は、左側は含まれておりません。下側も含まれております。

14番： どのくらい前から山林の状態ですか。

10番： 20～30年前です。

14番： 〇〇〇の下ですか。

10番： そうです。崖が3m程度あります。

5番： 田淵です。周辺は農振地域で、農振除外をされたということですが、農振除外そのものは難しいものなのですか。

事務局： 直接の農振担当ではないので、詳しいことは申し上げられないと思いますが、確認したところ通常の手続きで申請されており、県知事の許可も出ております。ただ、それが事後だったのか、事前計画であったのか、そこまで調べておりませんので、回答については控えさせていただきますが、申請自体は通常の手続きで、農業委員会で意見の審議も諮られているところであります。

14番： 確か、私が記憶するところでは、〇〇〇〇の申請は出たような気がしますが、この上は蜜柑山ですよね、蜜柑山の跡地のような状態ですよね。農振除外はいつごろだったのですかね。

事務局： 農振の手続きをされたのが、平成10年でした。

14番： 下まで全て入っているのですか。

事務局： それまで含まれておりました。

14番： 結局、杉を植えたから、〇〇〇〇にする時点で、杉山だから仕方なく農振除外をしな

ければならない状態だったのですね。

事務局： 農業振興地域については、平成10年以降に数回、見直しをされておまして、その関係で、現況が〇〇〇〇であれば、農振地域から外されるものだと考えておられますし、山林化というのであれば、当然、外されていくものだと考えておられます。

議長： ここは、私も同行させていただきましたが、茶畑などもありますが、問題はないのではと思いました。

17番： ここは、手を入れたら畑になるということですかね。それとも、杉が大きいというような状況ですかね。

事務局： 分筆をして残された、斜線部分以外については、現在も農地であったと認識しております。今回、申請が出された部分については、担当委員が報告されたように、20～30年経っているものもあろうかと感じております。全てがということではなく、農地に復旧できる部分もあるところです。

6番： 私の記憶ですが、開発地域については非農地証明は出ないと聞いておりますが、開発地で非農地証明となれば、今後、審議をする中で、我々の地域の中でも相当荒れた農地がありますが、それも林野となっていますが、出来ますかね。

事務局： 現在、県に確認をしております。申請地については、農振農用地外ではありますが、各県によっては、農業振興地域に含まれている土地については、非農地扱いできないことをうたっているところもございます。鹿児島県につきまして、現在、県の担当に問い合わせしているところで、農振地域もですが、土地基盤整備、区画整理などが行われた土地を含めまして、文書的なものがあれば頂くようお願い申し上げているところであります。

(休憩)

議長： それでは、再開します。

14番： この案件については、もう少し、情報収集をした方が良いかと思えます。

17番： 情報収集をしてから、県の見解を確認するなりして、どうしてもだめ。というのであればだし、このようなところは非農地判断をしてもいいですよ。などの回答を待つ形で、継続審議にしてはどうか。この後の案件にも同じような申請が出されているようだが。

5番： 非農地証明を出す前に農振除外をしてから、証明願を出していただくような形で。

12番： この19ページにあります。今回の申請地と同じ開発地、あとに非農地証明が出てきますが、そこを考慮して、ここを認めるとそっちはどうなのかなと。

11番： 最近、また、太陽発電が出てきだしたが、何か変わったのですかね。買い取り価格が安くなったから一時は不足していたが。また、このような話が出始めたということは、何か変わったのかとのかなと思ひ。

5 番： 今は、太陽光じゃなく小風力の方じゃないのですか。

事務局： 本日は会長も欠席ですので、必要があれば全員で協議してからでもよろしいのではないのでしょうか。

17番： 全員協議会の中で、現地を見に行くというのはどうでしょうか。

14番： 一応、取り下げではなく、一旦、保留にしては。

議長： それでは、議案第86号 受付番号1番は、再審議ということでよろしいですか。

(はい。)

議長： 次に、議案第86号 受付番号2番について、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 20ページをお開きください。

(議案第86号 受付番号2番の朗読及び説明)

以上、よろしく申し上げます。

議長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

15番： 15番、持留です。

議長： 15番、持留委員。

15番： 9月23日、事務局、申請人である〇〇氏、富田委員とで現地調査をしました。地図では分かりにくいのですが、〇〇の入口で、以前、〇〇の〇〇さんが鋸屑をされていた建物の北側に位置します。今はがけ崩れで畑に行く道路もなく、左側には昔、〇〇に行く赤線がありまして、そこから皆さん下りて来られていたということも聞いております。調査の意見としましては、所有者の〇〇氏が亡くなりまして、息子の〇〇さんも農業をされていないということもあり、畑の復元は難しいものと考え、非農地願は妥当だと考えます。皆様のご意見をよろしく申し上げます。

議長： ありがとうございます。ただ今、事務局及び担当委員の報告がありましたが、これより、質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第86号 受付番号2番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第86号 受付番号2番は許可することに決定いたします。



議 長： 次に、議案第 86 号 受付番号 3 番について、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 23 ページをお開きください。

(議案第 86 号 受付番号 3 番の朗読及び説明)

以上、よろしく申し上げます。

議 長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

10 番： 10 番、愛甲です。

議 長： 10 番、愛甲委員。

10 番： 同じく 9 月 23 日、11 時 20 分より、先ほどのメンバーと申請人の〇〇氏の 6 名で現地調査を行いました。現地の状況といたしましては、先ほどの〇〇〇〇の〇〇m程の北側にあります。四方を道路に囲まれ南側は、〇〇〇〇の茶畑、北側はビニールハウスが作られ、農業をされている状況でした。現地の半分くらいは〇〇が植えられておりましたが、イノシシの被害などがあることから、ほとんど管理されていない状態でした。あとの農地は雑草が茂っていましたが、草を払いトラクターで耕耘したら、直ちに耕作可能な状態でした。調査の意見としましては、申請人は 10 年ほど前から体調が悪く、農作業が無理な状態で申請地に風力発電施設を誘致し、資金を調達し今後の農地の有効活用するための資金にしたいということでした。申請者が言われるには、会社を立ち上げているので、その活動資金にしたいということでした。それと、風力発電施設は 10a 当たり 2 基、4m 四方で深さが 3m、10a に 2 基ということでした。20 年分の借地料を前払いしてくれるということで、〇〇〇が入ってきて、その残りの土地は利用していくと、それと他市町村において土地改良区内で同じ条件で許可が出ているとのことでした。また、町の税収にもつながり、管理が必要なため雇用にもつながるとのことでした。審議の方をよろしく申し上げます。

議 長： ありがとうございます。ただ今、事務局及び担当委員の報告がありましたが、これより、質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

5 番： 5 番 田淵ですが、ここは当然、農振地域内ですよ。

事務局： はい。農振地域内であり、畑かん施設も入っております。

17 番： 大型トラクターを入れれば、また、すぐに畑になるところで、良いところですよ。

13 番： ここは、風力ですかね。先ほどの〇〇〇〇も風力発電したか。

10 番： あそこは、太陽発電です。

13 番： であれば、同じ会社じゃないわけですね。

5 番： 小風力発電は、非農地しなくても、畑のままで、その部分だけを分筆すれば出来るよ

うな指針が出ていると思いますが。

事務局： 今、田淵委員が申されたとおり、5条で必要部分だけを転用し、残りを農地として活用しながら、風力発電施設等を建設する案件をもあります。ですから、全筆、非農地で外すのではなく必要な基礎部分のみ外していくという方法、営農型施設になるのかと考えております。

議長： ということは、このままでは出来ないということですか。

事務局： 審議をしていただくわけですが、先ほどと同じような案件ですが、どうしても立てるといふのであれば、業者・会社との話し合いになるのかと思います。部分的な転用を含めた形で風力発電施設の設置になるのかと考えます。

14番： 以前、話しが出て部分的に除外すればいい、ということじゃなかったのか。わざわざそこを非農地にしなくても、前次長の時に調べてもらった経緯があるが、わざわざ非農地にしなくてもいいのではないか。

11番： 非農地調査に行って、担当の方も「これは農地だよ。」と言っているのに、非農地にする必要はないのではないか。調査の意見の中に、町の税収が増えるとか、いろいろありましたが、それはそれで、我々の判断は、農地か非農地かの判断だけだから、その後をどう利用されるかは、そこまでは議論しなくてもいいのでは。このど真ん中の、羨ましいような農地をあえて非農地にする必要はないような気がします。

10番： この農地の縦に農地があるは、開発する前の農地であり、南から北へ段々畑になっている状態です。西の方に〇〇が2枚半程度、植えられています。東側の道路側の方は、すぐに農地にできるような感じです。

議長： 立地面にしても、非常に良いところでしたので、非農地としてはどうかと感じたところです。

14番： 今のところ、非農地としては認められないけれど、どうしてもその事業を入れたいのであれば、他の方法のあることを指導する方法の方がいいのではないか。

事務局： その件に関しては、先日の現地調査の中でも、ご本人に伝えてあります。他の方法を考えてください。と伝えてあります。

14番： であれば、それでいいのではないですか。

事務局： 田中委員が言われたように、現在出されている非農地証明願の判断をいただければと思います。

14番： 非農地としては、認められない。どうしてもというのであれば、このような方法もあるよ。というだけでいいのではないですか。

18番： 目的を考えれば、我々に挑戦するようなやり方だと思います。ただ、話しの中で出てきたように、他のところでは認めているところもある、という話しもありましたが、私

も調べてはいないのですが、例えば〇〇〇とか〇〇〇の方の山の斜面を大規模に造林していると、ああいうところも農地だったでしょ、と言えば農地だったのでしょうか。そうして認めてきているところもあるでしょうね。だから、他の市町村の動向を調べてもいような気もしますが、しかし、大事な農地にポツとそのようなものを持ってくることは反対ですけれども。他市町村では大規模な太陽光をやっているところも実際あることを見てはいますが。

事務局： 他の市町村はとよく言われますが、現地をよく見ますと、許可できる要件があります。例えば、1種農地の面積の括りが10ha以上あれば1種農地ですから、許可できないと。大規模な風力発電は出来ないとか、大規模なものできているところは9haしかなかったとか、そういう違いはあります。農業委員会の判断基準というものは、どこも一緒ですから、それを許可してこれを許可しないということは、考えられないと思います。

11番： 先ほども言ったように、どうしても風力を立てたいのであれば、いろんな方法がありますよね。ただ、我々は農地か非農地かの判断ですから、「これは農地だよ。」でいいのではないですか。どうしてもというのであれば、他の事例もあるように分筆するとか、5条で変更するとかの方法で、この農地を非農地として認めてくれと言われても、認められない案件ではないかと思えます。

18番： ここを認めたら、周囲の人たちから申請が出たら、認めざるを得ないことになるから、大きな問題になる恐れがある。

17番： 一つの団地ですからね。大きな団地ですからね。

議長： それでは、ここで採決したいと思います。議案第86号 受付番号3番について、非農地として認められる方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

議長： 否決ということでよろしいですか。

(はい。の声あり。)

議長： 今後、指導をお願いします。

議長： 次に、議案第86号 受付番号4番について、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 26ページをお開きください。

(議案第86号 受付番号4番の朗読及び説明)

以上、よろしくをお願いします。

議長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

5番： 5番、田淵です。

議 長： 田淵委員、どうぞ。

- 5 番： 9月23日に事務局2名と富田委員、溝端委員、私と申請人の〇〇氏が同行して調査をいたしました。場所は、〇〇〇〇から〇〇へ〇〇mぐらい、〇〇の台地ですけれども、字は〇〇になります。該当地は、地図でも示してありますように5筆に分かれておりまして、合計面積は、〇〇㎡です。その中で、一番面積を占める地図で申請地と書いてある上の、〇〇番〇ですが、ここは雑木が生い茂っており、農地の様相はない状態でした。他のものについては、雑木は生えていましたが、所々、カヤが生えている場所もあるような状態でした。申請地の南側はミカン園があって、〇〇さんと言って申請人の親戚が経営されており、北側には一部、野菜畑や茶畑があるような状況です。申請人の〇〇さんに話を聞きますと、以前はミカンを作っておったが、採算が合わずにやめた。今は〇〇に居住しておりまして、そこから通勤農業をされていたが、高齢となり通勤も辛いと、それで、隣にミカンをつくっている〇〇さんの方に譲渡の話をされたみたいだが、そちらも今で手一杯の状況みたい。調査の意見としましては、申請地は長い間、耕作されておらず畑の面影はないのですが、周囲にはミカン畑やお茶畑、普通畑もありますし、農振区域内でもありますので、非農地の判定は難しいと考えます。以上です。

議 長： ありがとうございます。ただ今、事務局及び担当委員の報告がありましたが、これより、質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

2 番： 電力関係の話しがあるのですか。

5 番： 先ほどの風力発電の話しですけれども、はっきりとは言われなかったのですが、そのようなニュアンスというか、感じたところ。非農地として認めれば、そちらに進むのかなという気がします。

17番： 前の案件の〇〇さんが絡んでいるような話しでした。〇〇さんもポロッと話されて、なんだか一緒に風力をするような話しでした。

11番： 農振地域ですよ。であれば、先ほどと一緒にではないですか。

17番： 再開発になった場合に、ここばかり残しておけば、補助金などが交付されないから、そのようなことを含めて本人には、一応、協議をさせてください。と伝えた。

14番： もう少し、勉強をさせてくださいと。

17番： 申請人に県にも確認しますから、しばらく待ってください。と

2 番： 農地にすれば、非常にきれいなものだが。

議 長： 事務局はどうですか。

事務局： 申請人には、中間管理事業の話しをさせていただきましたが、その資料も持ち合わせていなかったので、しっかりと説明できなかつたところでした。管理事業の担当とも話しをしまして、ここが管理事業の対象となるのか協議をさせていただきたいと思いま

す。

1 1 番： 現地の状況は、復旧するには重機を入れなければならないような状況でしたか。

1 7 番： 相当、重機を入れなければならないかもしれません。

1 1 番： 部分的には雑木山ですか。

1 7 番： そうですね。

5 番： 重機を入れるのは全筆ではないが。

1 4 番： 何年か前に行ったときにも、道路はきれいにされていたが、畑内は多少荒れていた状況だったが。

議 長： よろしいですか。非農地として証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

議 長： 否決ということで、よろしいでしょうか。

(はい。の声あり。)

議 長： ありがとうございます。

議 長： 次に、議案第 86 号 受付番号 5 番について、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 29 ページをお開きください。

(議案第 86 号 受付番 5 番の朗読及び説明)

以上、よろしくをお願いします。

議 長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

1 7 番： 17 番、富田です。

議 長： はい、どうぞ。

1 7 番： 9 月 23 日に、田淵委員、溝端委員、私、事務局と一緒に回りまして、現地調査を行ってきました。場所は、〇〇の〇〇〇〇がありますが、その上の台地になります。昔、ミカン園としてここを開発された土地だそうです。ミカンがだめになって、その後、〇〇さんが買われて、牛舎を建てられ牛を飼っておられた土地です。それで、10 年ほど前から体調を崩されまして、牛も何も飼っていないと。奥さんは、子どもの教育のために〇〇に住んでおられまして、二重生活をしていたら荒れてしまったと、いうことでした。ここも相当荒れておりましたが、中に入りますと今でも牛舎跡や飼料を入れる大き

なサイロが立っておりまして。境の木は相当、大きいのですが、中は「すごい。」というほどは、なかったと思います。面積的にも2町を超える広い土地でしたので、ここも前の案件と一緒に、私たちもどういう判断をしてよいものか、分かりませんので、県とかに聞いて返事をさせてください。ということで、申請人と別れてきました。段々にはなっているのですが、荒れていることは相当荒れていました。

個人的にはどう思われますかと問われたので、山にもなるし畑にもなる。とは回答してきました。以上です。よろしく審議をお願いします。

議長： ありがとうございます。ただ今、事務局及び担当委員の報告がありましたが、これより、質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

11番： 田中です。

議長： はい、どうぞ。

11番： すみません。これもやはり関連ですか。

17番： 関連だと思います。前の案件の3名ですかね、4名ですかね、非常に交流のある方々です。私のところにも何度か来られました。上の竹山の件でも、この件でも来られましたので、それは絶対だめですと、伝えましたが、ちょっと交流があるような感じを受けました。

議長： 他にございませんか。

11番： 開発地で2町あるから、非常に広いですよね。

事務局： 昭和43年に土地改良の換地処分を受けております。

事務局： 傾斜はあるのですか。

17番： 段々になっています。

18番： 数年前に現地を調査したことがあります。その時に太陽光発電にしたいと、〇〇さんから聞いております。まだ、元気なころでしたから。ただ、下、東側に2軒ほど人家があり、それに勾配が急だから整地しても、後の管理の問題などいろんな問題があるのではないですかね、という話しはしたことがあります。そのような構想はあったと思います。条件的には太陽光発電に適した場所だとは思いますが、それに周囲は〇〇の〇〇〇〇や〇〇〇〇が反対側にあるので、環境的には良いと思うのですが、ただ、今、何件も出てきたような案件と条件は同じですよ。これは場所的には太陽光にいいかもしれないが、面積も広いですし、農地としても元々良かったところだから。ミカンとか植えられて、ほとんど〇〇の土地だったから。

17番： ミカン園だったのを〇〇と交換して。

18番： 〇〇のミカン園で交換か何かで。

17番：そこを〇〇さんが買ったというか。それで、そこに作ったのだと。牛舎を。

18番：本人は、〇〇〇の〇〇であり、難儀はしていると思う。

議長：そのようなことであれば、これも継続審議ということで、よろしいでしょうか。それでは、議案第86号 受付番号5番について、継続審議といたします。

17番：県の判断を確認してから、全員で確認に行ったりした方が良いのでは。

14番：であれば、前の2件も継続審議で良いのではないか。

17番：判断を仰いでですね。全員で見るか。

事務局：よろしいでしょうか。確認ですが、3番も継続審議ということですか。

(そこは、不許可。との声あり。)

事務局：よろしいでしょうか。では最後に、案件1から確認をさせていただきたいのですが。

議長：受付番号1番の〇〇氏からの申請については、継続審議でよろしいですか。

(継続審議の声あり。)

議長：受付番号2番の〇〇氏からの申請については、決定でよろしいですか。

(決定。の声あり。)

議長：受付番号3番の〇〇氏からの申請について、否決でよろしいですか。

(否決の声あり。)

2番：これについては、今後の指導を含めるということで。

議長：受付番号4番の〇〇氏からの申請について、継続審議でよろしいですか。

(はい、の声あり。)

議長：受付番号5番の〇〇氏からの申請について、継続審議でよろしいですか。

(はい、の声あり。)

議長：次に、議案第87号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局：33ページの議案第87号の議案書をご覧ください。  
町長より農用地利用集積計画の決定を求められています。それでは、議案書をもとに

説明します。

(議案第 87 号の議案書にもとづいて、農用地利用集積計画の内容を説明)

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上、よろしく申し上げます。

議 長： これより質疑に入りますが、〇〇と〇番、〇〇委員に関する議題の提出がございます。よって、南大隅町農業委員会会議規則第 12 条の議事参与の制限により退席をいたします。代理としまして、〇番〇〇委員をお願いしたいと思います。

(〇〇委員・〇〇委員 退席)

(〇〇委員 議長席着席)

議長代理： それでは農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の質疑を受け付けます。何かございませんか。

(異議なしの声あり。)

議長代理： よろしいですか。それでは採決いたします。  
議案第 87 号について、計画どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長代理： 全員賛成ですので、議案第 87 号は計画のとおり決定いたします。  
それでは、議長に交代いたします

(〇〇委員・〇〇委員 着席)

議 長： 以上で、本日の議案の審議をすべて終了いたしました。

議 長： 次にその他の件について、委員、事務局から発言があれば挙手をお願いします。

事務局： ①行事予定について

議 長： よろしいでしょうか。それでは、以上をもちまして、平成 28 年 9 月南大隅町農業委員会定例会総会を閉会いたします。

以上、会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長代理 溝 端 正 次



南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員